

令和5年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人尚仁福祉会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和5年9月19日及び10月25日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

- ・業務執行理事の業務執行報告は自ら行うこと。
- ・理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出する場合、在任監事の過半数の同意を得ていることを明らかにしておくこと。
- ・社会福祉法人会計基準に基づき、適切な会計処理を行うこと。

文書指摘事項	是正・改善状況報告
<p>1 業務執行理事は、4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならないにもかかわらず、理事長が欠席した業務執行理事の職務の執行状況報告を行っているものがあった。</p> <p>については、業務執行理事は、4か月を超える間隔で2回以上、実際に開催した理事会において、自己の職務の執行状況を自ら報告すること。</p> <p>なお、この報告については、法第45条の14第9項により準用される一般法人法第98条に規定する理事会への報告の省略は適用されないことに留意すること。 (法第45条の16第3項、定款第17条第3項)</p>	<p>通常、業務執行理事は4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告実施していたが、業務執行理事である副理事長が新型コロナウイルス感染症で欠席した際に業務執行報告を理事長が代理で行っていた。</p> <p>業務執行理事である副理事長が欠席した際は、業務執行報告を次回の理事会にて報告する等で対応する。</p>
<p>2 令和5年6月5日の理事会において、理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たり、在任監事の過半数の同意を得ていたことが確認できなかった。</p> <p>については、理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たっては、監事が理事の職務の執行を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、在任する監事の過半数の同意を得なければならないことから、同意書又は理事会の議事録への記載により同意の事実を残しておくこと。 (法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項)</p>	<p>令和5年6月5日の理事会において、理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たり、在任監事の過半数の同意を得ていたが、理事会の議事録にてその記載がなく、今後は在任監事の同意の事実について、議事録に記載する。</p>

3	<p>社会福祉法人の性質から財務状況の高い透明性を確保する等の目的に、全ての社会福祉法人は社会福祉法人会計基準省令に従い会計処理を行うことが義務付けられているところ、次のとおり、社会福祉法人会計基準に基づかない会計処理が行われていた。</p> <p>(1) 公益事業（あやめ拠点区分）と社会福祉事業（江美の郷拠点区分）との間の事業区分間取引である事業未払金及び事業未収金額 97,000,000 円について、内部取引であるにも関わらず相殺消去していなかった。</p> <p>(2) 平成 28 年度に社会福祉事業の江美の郷拠点区分からあやめ拠点区分に運転資金として繰り入れた事業区分間繰入金（80,000,000 円）について、返還を要する性質のものではないにも関わらず、返還金としてあやめ拠点区分から江美の郷拠点区分へ延べ 32,000,000 円を事業区分間繰入を行っていた。</p> <p>(3) 令和 2 年度に、江府町との指定管理に関する契約に基づき、あやめ拠点区分で生じた損失に対して町から支払われた補填金（36,047,699 円）をあやめ拠点区分で受け入れるべきところ、社会福祉事業の江美の郷拠点区分で受け入れていた（令和 3 年度と同補填金（17,663,671 円）は、適正にあやめ拠点区分で受け入れていた。）。</p> <p>については、本項目指摘事項について社会福祉法人会計基準に基づく適正な修正処理を行うほか、本社会福祉法人指導監査結果で示す以下の会計管理指摘事項についても善処した上で、真実な内容を明瞭に表示した計算書類を作成すること。</p> <p>なお、当該修正後にあつては、その修正内容を計算書類の注記（その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な書類）に記載すること。</p> <p style="text-align: center;">（会計省令第 1 条、2 条、10 条、11 条） （運用上の取扱い 2～4、24）（留意事項 4～6）</p>	<p>左記指摘事項については、令和 6 年 3 月期決算において修正処理を行う。また、注記にて修正内容を明確に表示する。</p>
4	<p>計算書類と附属明細書との間で、次のとおり 198,000 円の不一致があった。</p> <p>(1) 法人単位事業活動計算書と国庫補助金等特別積立金明細書の不一致</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助金等特別積立金積立額 <li style="padding-left: 2em;">法人単位事業活動計算書 198,000 円 <li style="padding-left: 2em;">国庫補助金等特別積立金明細書 0 円 <p>(2) 法人単位貸借対照表と国庫補助金等特別積立金明細書の不一致</p> <p>(ア) 国庫補助金等特別積立金の増減額（当期取崩</p>	<p>左記国庫補助金は、令和 3 年 7 月に受け取った「第 4 波対策飲食店等感染防止強化緊急応援事業補助金」であり、令和 4 年 3 月期の決算において補助金積立の仕訳計上をすべきものができていなかったため、令</p>

	<p>額合計)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表 (増減額) 11,844,803 円 ・国庫補助金等特別積立金明細書 (当期取崩額合計) 12,042,803 円 <p>(イ) 国庫補助金等特別積立金の前年度末額(前期繰越額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表 (前年度末額) 185,371,015 円 ・国庫補助金等特別積立金明細書 (前期繰越額) 185,569,015 円 <p>また、法人単位事業活動計算書及び障がい者事業拠点区分事業活動計算書において、特別増減の部に計上すべき国庫補助金等特別積立金積立額がサービス活動増減の部に 198,000 円計上されており、かつ、施設及び設備の整備のために国及び地方公共団体等から受領した補助金、助成金及び交付金等を国庫補助金等特別積立金として積み立てるものであるが、当該補助金等の受入を補助金事業等収益明細書で確認できなかった。</p> <p>については、金額の不一致原因及び国庫補助金等特別積立金積立額 198,000 円の内容を明らかにして報告するとともに、計算書類に誤りがあることにより過年度修正の必要があれば必要な修正を行うこと。</p> <p>(運用上の取扱い 9, 10 及び 26) (留意事項 15)</p>	<p>和 5 年 3 月期において計上したものであり、正しくは過年度修正損にて計上するべきであった。今後は誤りのない適正な勘定科目にて計上するように徹底する。</p>
5	<p>前回監査の口頭指摘を受け、1 名であった出納職員について 3 名に改善が図られたところであるが、統括会計責任者については引き続き検討中であった。</p> <p>については、現状において、会計伝票の処理、予算管理、寄附金品の受入、支払いの手続き、現金残高確認など日々の事務処理が経理規程に基づき適正に処理できているかどうかの検証を速やかに行い、その結果及び統括会計責任者設置の要否について報告すること。</p> <p>(留意事項 1 (1))</p>	<p>統括会計責任者 1 名を理事長より任命した。会計責任者 2 名・出納職員 2 名の体制とする。よって統括会計責任者、会計責任者 2 名、出納職員 2 名の体制とした。</p> <p>なお、統括会計責任者の設置に係る経理規程の改定については令和 6 年 3 月 12 日の理事会にて承認を得た。</p>
6	<p>社会福祉法人会計は、その公益性に鑑み予算準拠主義が求められるところ、前期末支払資金残高を 0 円のままとしていることから、決算上、前期末支払資金残高及び当期末支払資金残高の予算と決算に大きな差異が生じていた。</p> <p>については、前年度決算が確定後にあっては、前期末支払資金残高の補正を行うこと。</p> <p>(留意事項 2 (2)) (経理規程第 21 条)</p>	<p>令和 6 年 4 月以降補正予算にて前期末支払資金残高の補正を行うこととする。</p>